

Monthly Note

Think Tank of Mutual aid 相互扶助を実践するシンクタンク

一般財団法人 全国勤労者福祉・共済振興協会

発行人：神津 里季生

編集責任者：柳下 伸

〒151-0053 東京都渋谷区代々木 2-11-17 ラウンドクロス新宿 5階
TEL 03-5333-5126 (代表) FAX 03-5351-0421
https://www.zenrosaikyokai.or.jp/

シンポジウム・研究会等 TEL 03-5333-5127 (調査研究部)
各種共済保険 TEL 03-5333-5128 (共済保険部)
(営業時間 土・日、祝日を除く月～金曜日 9:00～17:15)



CONTENTS

- 2021年新年を迎えて P1
- [共済・保険に関する意識調査結果報告書<2019年度版>]を発刊しました ... P2
- 2020年度慶應義塾大学寄附講座「公共私による新しい福祉価値の創造
-新しい福祉価値をどのように生み出すか-」が終了しました P2
- こくみん共済 coop [これからの防災・減災運動]と連携したオンラインシンポジウム
を開催します～寺島 実郎 氏の講演動画をYouTubeで限定配信～ P2
- 法人火災共済保険<オフィスガード>のご案内
保障内容および契約手続き関連 Q&A P3
- 働き方改革の行方(10)「高齢年金の受給繰下げと働き方について」 P4

2021年新年を迎えて

新年明けましておめでとうございます。

昨年中は、当協会の事業に対しまして、格別のご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

2020年は新型コロナウイルス感染症の拡大が世界経済・社会に甚大な影響を及ぼし、日本国内の経済・社会にも大きな影を落としました。雇用や医療、教育、そして勤労者、生活者の様々な場面で今も厳しい状況が続いています。マスク着用やソーシャルディスタンス、テレワークなど新しい生活様式や働き方が求められるなか、この冬も新型コロナウイルス感染症の猛威は続いています。コロナ禍の克服に向けて全労済協会としても様々な事業を通じて貢献してまいり所存です。

昨年、シンクタンク事業では1月に開催した「被災者生活再建支援法」をテーマとするシンポジウムを皮切りに、慶應義塾大学経済学部教授・井手英策氏を主査とする「Better Life 研究会」を設置するとともに、慶應義塾大学寄附講座5年間の集大成として書籍「社会のしんがり」の出版と芥川賞作家・玄侑宗久氏、慶應義塾大学経済学部教授・駒村康平氏による出版記念対談を当協会YouTubeチャンネルで発信しました。また、各種成果報告会や研修会にオンラインを導入するなど社会環境の変化に対応した取り組みをすすめました。

今年も社会環境の変化に対応しつつ社会保障、雇用、少子高齢社会等、勤労者や生活者をめぐる様々なテーマで調査研究をおこない、広く情報発信してまいります。

また、相互扶助事業では現下の情勢を踏まえ、対面による活動を控えながら、法人火災共済保険や法人自動車共済保険、自治体提携慶弔共済保険の普及を通して自然災害等に備える活動や中小企業等で働く勤労者の福利厚生向上のサポートに努めました。今後も勤労者の相互扶助、勤労者団体の財産保全のお役に立てる活動を展開してまいります。

全労済協会は、今年もこの2つの事業を通して社会の様々な動きに注目しつつ幅広い活動を展開し、誰もが豊かで安心できる社会づくりに貢献できるよう邁進してまいります。

今年1年の皆さまのご健勝とご活躍をお祈り申し上げ、新年を迎えてのご挨拶といたします。今年もどうぞよろしくお祈り申し上げます。



理事長 神津里季生

「共済・保険に関する意識調査結果報告書<2019年度版>」を 発刊しました

当協会では、2011年度より勤労者を対象に「暮らし向き」や「共済・保険等の保障」等の意識調査を実施して、勤労者生活・福祉の向上と発展に寄与するよう活動しています。2019年度は「低所得の勤労者世帯」における生活リスクへの保障意識や共済・保険の加入実態を明らかにすることを目的に「共済・保険に関する意識調査」^{注)}を実施しました。

このたび日本大学商学部教授 岡田 太 氏ならびに日本大学非常勤講師 谷川 孝美 氏にご協力いただき、調査結果をとりまとめた報告書を発刊（2021年1月）しました。

なお、報告書は当協会ホームページから無料でご注文いただけます。

注) 回答者の属性に見る特徴点については本誌162号・163号でもご紹介しています。

2020年度慶應義塾大学寄附講座 「公共私による新しい福祉価値の創造—新しい 福祉価値をどのように生み出すか—」が終了しました

当協会では、2014年度より慶應義塾大学において寄附講座を開催しています。これまで、市民の皆様にも聴講いただけるよう「公開講座」を設定していましたが、今年度は新型コロナウイルス感染症の影響により「公開講座」としての設定は見送り、学生のみを受講していただく形式で2020年10月～12月にかけて開催しました。

寄附講座では、世界中で拡大しているSDGs（持続可能な開発目標）の取り組みを参考にして、従来の福祉の担い手である公助・共助セクターだけでなく、私的セクターを活用した新たな福祉価値を創造する取り組みについて各分野の最新の動向を学び、学生が新たな公益・福祉の「プラットフォーム」を構想できることを目指して講義が行われました。

講義のカリキュラムや概要は、2月中に当協会ホームページにて公開します。ぜひご覧ください。

こくみん共済 coop「これからの防災・減災運動」と連携した オンラインシンポジウムを開催します ～寺島 実郎 氏の講演動画をYouTubeで限定配信～

申込無料
先着1,000名様

当協会では、2011年の東日本大震災の発災以降、こくみん共済 coopと連携し、岩手・宮城・福島で講演会を開催するなど、被災地の復興に向けた取り組みを行ってきました。

地震発生から10年目となる2021年3月に、これまでの復興の過程を振り返り、将来の展望を見つめるとともに、こくみん共済 coop「これからの防災・減災運動」と連携したシンポジウムを開催します。

今回のシンポジウムでは、これまで東北3県でご講演いただいた日本総合研究所会長の寺島 実郎 氏をお招きし、その講演の様子を撮影した動画を限定1,000名様にYouTubeで配信します。

2月3日より当協会ホームページでお申し込み受け付けを開始しますので、ぜひお申し込みください！

オンラインシンポジウム「東日本大震災から10年 これまでの振り返りと今後の展望」

主催／全労済協会

共催／こくみん共済 coop、日本再共済連

■ 講演者：寺島 実郎 氏（一般財団法人日本総合研究所会長）

■ 配信方法：事前にお申し込みいただいた方へ寺島氏の講演動画を YouTube で視聴できる URL をご案内します。

動画は3月11日～3月31日まで期間限定で視聴いただけます。

■ 申込方法：2月3日（水）より当協会HPで申込受付を開始します。

先着1,000名様、お申し込み・動画の視聴は無料です。



※動画視聴にかかる通信料などは視聴される方のご負担となります。
※申込受付の開始時期や動画の配信期間は変更になる場合があります。

☆お申し込み・詳細は当協会ホームページをご覧ください。

全労済協会

検索

<https://www.zenrosaikyokai.or.jp>

法人火災共済保険<オフィスガード>のご案内

保障内容および契約手続き関連 Q&A

個人の「住宅」に対する火災や自然災害への保障の必要性は広く認知されていますが、労働組合など「事務所」に対する保障については、備えが十分でないかもしれません。2021年の年頭にあたり、本部、支部、関連事務所などの火災保障の点検をされてはいかがでしょう！

以下、当協会の法人火災共済保険<オフィスガード>について、よくあるご質問とお手続きに関するQ&Aをご紹介します。

Q どのような団体が契約できるのですか？

A 当協会においてご契約者となれるのは、以下の団体です。

- ①労働組合およびその連合会
- ②生活協同組合およびその連合会
- ③労働金庫およびその連合会
- ④中小企業勤労者福祉サービスセンター、勤労者共済会、勤労者互助会

Q 火災以外の保障の範囲はどこまでですか？

A 火災の他に「落雷」、「破裂・爆発」、「航空機の墜落」、「風水災等（風災・雹災・雪災・水災）」、「車両の飛び込み」、「盗難」が損害保険金の対象となっており、「失火見舞費用」、「残存物取片付け費用」に対する保険金、「地震等見舞金」まで幅広い保障があります。



Q 法人所有の建物があり大型の保障が必要ですが、契約限度額はいくらですか？

A 建物の構造および面積によって限度額が異なり、「鉄筋コンクリート造」は12億円、「鉄骨造（耐火被覆）」は10億円、「鉄骨造」は4億円、「木造」は7,200万円（いずれも1棟あたり）となっています。

Q 賃貸物件に入居していますが、動産のみの契約はできますか？

A 動産のみのご契約は可能です。貸事務所に入居、または、事業主所有の建物の一部を貸与されている団体から、動産（TV・パソコン・FAX・冷蔵庫・デスク・椅子・キャビネット等の什器・備品）のみのご契約を多数いただいております。なお、リース等の借りている動産は保障の対象外です。

Q 保険料はいくらですか？

A 保険料は、物件所在地（都道府県）、建物の構造によって異なりますが、例えば、関東エリアで鉄筋コンクリート造の場合には、10万円あたり「1年間の保険料単価」は22円です。

上記の保険料単価にて、500万円の動産契約の場合、年払い1,100円と低廉な保険料で災害へ備えることができます。また、長期契約（2年契約・3年契約）はさらに割安な保険料となります。

Q 保険料の見積もりはどうしたらいいの？

A 保険料見積もりの際は、建物の構造、専有面積を確認していただき、当協会ホームページよりご依頼をお願いします。

Q 契約に必要な際の手続き方法を教えてください。

A 建物の構造と面積がわかる『書類』（不動産売買契約書・建築確認申請書・確認済証・登記簿謄本・重要事項説明書・賃貸借契約書・間取り図など）のコピーをご用意ください。申込書作成の際に必要となります。申込書は当協会にて作成してお届けします。保険料の払い込みは保険期間の一括支払いとなり、払込票利用（労金用・郵便局用）または口座振替（1年契約のみ）のいずれかを選択していただけます。振り込みの際の手続きは、申込書ご提出後、保険証券をお届けする際に専用振込票を同封しますので、その振込票にてお振り込みいただく「後払い」方式です。

法人火災共済保険の詳しい商品内容(パンフレット、普通保険約款)は、ホームページにてご覧いただけます。

その他ご不明な点等ございましたら、共済保険部(直通TEL03-5333-5128)までお問い合わせください。

年金受給開始年齢が75歳まで拡大されることになり、高齢期の働き方に影響を与えます。今回はこれについて考えます。

Q1. 老齢年金の受給開始年齢が75歳まで拡大されると聞きましたが、受給者にはどんなメリットがあるのですか。

A1. 75歳から老齢年金を繰下げ請求すると、84%増しの年金を受給できる法改正が2022年4月から施行されます。

ただし、66歳以降75歳までの間に、①老齢基礎年金については、障害基礎年金や遺族基礎年金等の国民年金の年金給付(付加年金を除く)または被用者年金の年金給付(老齢・退職給付を除く)の受給権者となった場合、②老齢厚生年金については、遺族基礎年金等の国民年金の年金給付(老齢基礎年金、障害基礎年金、付加年金を除く)または障害厚生年金や遺族厚生年金等の年金給付(被用者年金各法の退職を支給事由とする年金を除く)の受給権者となった場合は、その受給権者となった日に繰下げの申し出があったものとみなされ、75歳からの繰下げ受給はできなくなります。

標準的な年金受給世帯(40年間厚生年金被保険者の夫と40年間専業主婦<国民年金第3号被保険者>の妻)の老齢基礎年金・老齢厚生年金の合計額が2020年度は220,724円ですので、75歳から約406,000円の年金を毎月(実際は2ヵ月分を偶数月15日に)受給というイメージです。今後のマクロ経済スライドによる年金水準の低下を考慮しても、経済前提が予想を超えて極端に悪化しない限り、現在以上の年金額を受給できると言えます。

Q2. 繰下げ受給を選択する際の注意点はありますか。

A2. 繰下げ受給の際の最大の課題は、繰下げ待機中は厚生年金の加給年金と老齢基礎年金の振替加算が支給されないことです(繰下げても増額はされません)。現在も法改正後もこの取扱いは同じです。

厚生年金の被保険者月数が240月以上ある老齢厚生年金の受給権者が、65歳未満の配偶者の生計を維持している場合に、受給権者に加給年金(2020年度は224,900円。さらに特別加算額が166,000円あり合計年額390,900円)が加算されます。年下の配偶者との年齢差が大きいほど加給年金支給期間は長くなります。

生計維持の基準額は、配偶者の年収850万円未満、所得655.5万円未満(厚生年金の標準報酬月額の上位約10%の水準をもとに1994年に設定)と極めて緩やかであるため、2017年3月末では約300万人の配偶者が支給対象(他に18歳年度末までの子、障害等級1級・2級の20歳未満の子約5万人が加給年金の支給対象。ただし、特別加算はなく、第3子以降は年額75,000円)となっています。

一方、振替加算は、加給年金の対象となっていた配偶者が65歳になり自らの老齢基礎年金を受給するとき、任意加入期間が長く保険料を納めていなかった人が多かったという歴史的経緯により老齢基礎年金額が低い

ため、これを補う措置として1966年4月1日生まれまでを対象に支給されます(現在老齢基礎年金を受給開始している1955年4月2日~1956年4月1日生まれの配偶者は年額51,052円。以降の生まれは金額が漸次低下)。

これらが支給されなくなると、繰下げによる老齢年金の増額効果を大きく棄損する場合があります。

もう一つの課題は、繰下げ申し出による不利益が生じるケースがあることです。

70歳までに老齢年金の裁定請求をすべきところ、例えば72歳で年金請求をした場合、70歳到達時に繰下げ受給を申出たとみなすか、または受給権を取得したとき(通常は65歳到達時)に請求があったとするかのいずれかしか選べませんでした。そして72歳で65歳からの年金を請求すると、65歳からの2年間分の老齢年金の支分権(年金受給権に基づき支払期月ごとに支払うものとされる年金給付の支給を受ける権利)は、5年の消滅時効にかかり受け取ることができないとされてきました。

そこで、受給開始年齢を75歳に拡大する2022年4月以降は、「繰下げ制度の周りで少し影響を受けて、改正したほうがいいのではないかという項目」(2019年10月社会保障審議会年金部会、厚労省年金課長の説明)の1つとして改正法では、例えば75歳を超えて77歳で繰下げ受給を申出た場合、75歳から84%増しの年金を受給するか、5年前である72歳から58.8%増しの年金を受給するかを受給権者が選択できることとなります。

Q3. 年金の受給繰下げをするかどうか、加給年金などがその間支給されないとすると悩ましいですね。

A3. 加給年金は厚生年金からの給付なので、老齢厚生年金は65歳から受給して加給年金も受給し、老齢基礎年金だけを繰下げ受給するという選択もできます。また、配偶者は老齢基礎年金を65歳から受給して振替加算も受給し、老齢厚生年金だけを繰下げ受給するという選択もあります。もっとも、配偶者が20年以上の被保険者期間がある老齢厚生年金などの支給を受けることができるとき、その間は加給年金や振替加算は支給されません。

加給年金や振替加算を受給できる期間と総額にもよりますが、繰下げ受給は長生きリスクに備える有効な対策となります。繰下げ受給開始から11年10ヵ月経過すると年金総額は65歳受給の総額を上回ります。

もっとも賃金と年金の合計額が47万円(2020年度の場合)を超えると在職老齢年金が減額され、その減額部分は繰下げても受給できません(増額もされない)。

そうすると、65歳以降厚生年金被保険者として働くならば、賃金(賞与を含む)と厚生年金(基礎年金は対象外)の合計額を月47万円以内に抑えるよう、短時間勤務を選択するか、自営業など厚生年金被保険者とならない働き方を選択するなどして、繰下げ受給年齢までの収入を確保するという方法もあると思われます。